

知事記者会見概要（平成24年6月4日）

※この文章については、内容を要約したものですので、あらかじめ、ご了承願います。なお、動画については、そのままの内容を配信しております。

●知事発表

（１）” あんべいいな 秋田デー”（秋田県スポーツ大使 ヤクルト・石川雅規投手と連携したPRイベント）について

●幹事社質問

（１）鹿角市の秋田八幡平クマ牧場の事故への対応について

●その他

（１）野田内閣の再改造について

（２）心身障害者扶養共済における保険料にかかる住民監査請求の結果について

時間：13：20～13：52

場所：プレゼン室

（幹事社）

まず、知事の方から発表事項があるということなので、お願いします。

（知 事）

まず、1日、2日の皇太子殿下の本県への御訪問、行啓についてでございます。

皇太子殿下におかれましては、6月2日に開催されました第23回全国緑の愛護のつどいに御臨席、あわせて地方事情を御視察され、同日、東宮御所にお戻りになられました。

6月1日から2日間、秋田市の秋田県立中央公園や秋田県総合食品研究センター、大仙市の旧池田氏庭園、美郷町立千畑幼稚園・千畑保育園をご視察され、行く先々での県民との触れ合いを通して、豊かな自然、文化、食など、秋田のすばらしさや県民の素朴で温かい人柄などをお感じいただけたのではないかと考えております。

このたびの御訪問につきまして、多くの関係者の皆様から御尽力をいただきましたことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

次に、『「あきたびじょん」～あんべいいな・秋田デー』の開催についてでございます。

6月8日に東京の神宮球場において秋田デーを開催いたしますので、その内容についてご説明いたします。

秋田県スポーツ大使である石川雅規投手の所属する東京ヤクルトスワローズのホームゲームの開催にあわせ、『「あきたびじょん」～あんべいいな・秋田デー』と題して本県のPRイベントを行います。

球場正面には秋田をPRするブースを設け、観光等のPRを行うほか、来年2月に開催する「あきた鹿角国体2013」や2年後に開催する「国民文化祭・あきた2014」などのPRも実施いたします。

また、去年も好評でありました横手やきそばやババヘラアイスなどを出店するほか、ミスあきたこまちによる秋田米のPR、なまはげの登場などがありますので、(来場者の方々に)秋田を楽しんでいただければと思っております。

球場内では、JA全農あきた様からのご提供により、両チームに秋田米をプレゼントするほか、秋田のアイドルグループ「pramo」による始球式を実施します。

また、球場内のバックスクリーンでは、「あきたびじょん」の様々なコマーシャル映像の上映も行う予定です。

私からは以上です。

(幹事社)

では、幹事社質問に移らせていただきたいと思います。

秋田八幡平クマ牧場事故について伺いたいんですが、まず先週、県で牧場に現地調査に入られたと思いますが、その調査の結果、どういったことが分かって、どういった行政措置を考えておられるのかということと、もう一つは、残されたクマの引き取り先を今探しておられるかと思いますが、その状況、見通しについて教えてもらいたいと思います。

(知事)

クマ牧場の行政の対応について、一方で別の視点から警察が捜査中ですので、その中身等々について詳細には分かりませんが、国とも相談しておりますけれども非常に難しい事例です。

単純に話しますと、特定動物の飼養の許可と動物の取り扱い業(展示)の登録と2つありまして、登録の方は、(施設そのものに)物理的に瑕疵があるという話ではないけれども、あのような事件があった場合には、行政として登録を取り消すことはできます。

ただ一方で、もう既に、あの事件が起きたときから営業行為をやめており、本人がもうやめると言っていますので、形式的に登録の取り消しというのはあってもいいと思いますが、ただ、この登録と特定動物の飼養許可というのは、ある意味ではセットであり、特定動物の飼養許可を取り消すということは、あの施設でクマを飼養するなということになります。

県としては1頭でも救いたいと努力しているときに、飼養許可を取り消すとあのクマを物理的にどうするのかという問題があります。

飼養の許可を取り消されたときに、経営者がクマをどうかするにしても、簡単ではありません。

法律的な不備というのか、こういうことを想定していなかったということで、今後全国的にこのような問題が起こることが考えられますので、これをもう少し現実に対応した形の法律にすべきではないのかと思っています。

現実の問題として、取り消すことはできますが、そうするとそこでクマを飼えなくなりますので、非常に慎重にならざるを得ません。

国とも法律の解釈で相談しておりますが、飼養許可の取り消しをやった途端に、法律的には殺処分を認めるということになりますので、現実にも今、1頭でも引き取り先が見つかるということで努力している中で、そのような形で取り消ししていいのか悩ましい点があります。

この後のクマの問題については、ツキノワグマは6頭いますが、検討していいというところが4施設ほどあり、今後これを引き取っていただける可能性はありますが、その運送費用をどうするのかという問題があり、右から左にすぐ決めるわけにはいきません。

そして、受け入れを検討されているところも、年齢だとか大きさだとかリクエストがあったり、あちらの受け入れ準備もありますので、すぐに自動的にというわけにはいかないという状況です。

県内でも阿仁のクマ牧場で（ツキノワグマについて）検討していただいている最中ですが、そのほかのクマについては、なかなか難しいという状況です。

経営者の方々が、これでやめます、殺しますと言うとそれまでですので、県として動物愛護の観点から何とか少しでも救いたいということで取り組んでおり、これについては少し時間がかかりますが、最終的にどうなるかについてはもう少し先の判断になろうかと思っています。

（幹事社）

ありがとうございます。

質問のある社はお願いします。

（記 者）

クマ牧場の調査ですけれど、具体的にどういう調査をして、何が調査で分かったのかというところを教えてください。

（知 事）

それについては、専門的なことがございますので、担当に確認してください。

（記 者）

さっきおっしゃったツキノワグマを検討している4施設というのは具体的にどちらを指しているのでしょうか。

（知 事）

4施設というのは、茨城県日立市のかみね動物園、高知市のわんぱくこうちアニマルランド、宇都宮市の宇都宮動物園、埼玉県宮代町の東武動物公園、及び県内では阿仁のク

マ牧場が検討中ですので、5施設ということになります。

これもまだ本当に初期の検討段階で、いろいろな条件次第で具体的に考えるということ
で、これから細かい点をやり取りするということになります。

(相手先によっては) 全部だったり、ツキノワグマを好んだり、いろいろなパターンが
出てくる可能性があります。

せっかくのご好意ですので、丁寧に対応しなければならないと思っています。

(記 者)

今、知事がおっしゃった5施設が検討している段階ですけれども、実際に受け入れして
もいいということになった場合に、輸送費などはこの5施設も県の方が持ってほしいとい
うふうに言っていますが、そうした受け入れに係る費用も今後県が持つべきとお考えでし
ょうか。

(知 事)

それが条件だとしても、まず一義的には、その所有者の方に最終的には責任があります
ので、これを全く考えないというわけにはいきません。

ただし、所有者の方の資力（の問題）もありますので、県として費用を持つとすると、
当然、議会、県民の動物の愛護という点からの理解というものが必要であり、今の段階で
県が持つとかそういう話はできかねます。

一部ボランティアの方々が少しでも輸送費に対してバックアップしたいという話も一部
にありますので、それらを組み合わせた形で（検討し、議会や県民の理解を得た上で）と
いうことですので、いきなり県が負担をするという話にはならないのではないかと思います。

(記 者)

一度、男性所有者と話し合うというか、初めは一応男性所有者に費用は負ってもらうこ
とを検討してもらう形にするということでしょうか。

(知 事)

最終的には所有者の方の承諾が必要ですので、そういう中で所有者の方と受け入れ施設
とのつなぎはやっていかなければならないですし、それにあわせて実態的にどうすべきか
ということも、あくまでも動物愛護という面からの視点でということになろうかと思っ
ています。

例えば、（捕獲した）犬や猫でも、保健所や動物管理センターでかかわって、引き取り
手をあっせんしているわけです。

移送費用はかからないといっても、送っていったり、持っていったりという（行政）サ
ービスもしているわけですが、そういう日常的な管理から外れたものとなりますと、これ
はやはり議会等の意見を十分踏まえないと、すぐに我々が決めるというわけにはいきな
いと思います。

(記 者)

クマについてお尋ねします。行政処分については、結論としてはどうするということになったんでしょうか。

(知 事)

今のところ、これについて今処分をする直接の利益がありません。

先ほど言ったとおり飼養許可を取り消しますと、それは物理的にそこで飼うなということになり、最終的な結末をすぐという話にもなってしまいますので、非常にジレンマです。

ただし、法律的には、施設の管理の問題はあるにしても、施設そのものに大きな瑕疵はなかったということです。鍵を新しくしなさいとか、もう少し塀を丈夫にしなさいということはできますが、一応物理的には瑕疵はないのです。

(記 者)

ということは処分はしないという理解でいいんでしょうか。

(知 事)

ただ（飼養許可の取消）処分をするということは、結局、飼養するなということですから（クマを）殺せということになりますので、それはできません。

処分することによるマイナスの方が大きいというのが結論です。

警察の方の捜査は、全然別の視点からのものですから別です。

我々としては、先程言ったとおり、取り消した途端にどこかにクマを移せと言われてもすぐに移せませんので、非常に難しい問題です。

(記 者)

その根拠としては、これまでの立ち入り検査の結果、そういう判断に至ったという理解でよいでしょうか。

(知 事)

飼養許可の方は国との様々なやり取りもした結果であります。

それから、登録の方はもう既に、ほぼ廃業という意向を示されていますので、廃業届を出すと、それで終わりです。

ですから、先ほどお話ししたとおり、我々としてはできるだけ最後まで所有者の責任も果たしてもらいたいという思いもありますので、所有者との関係について、微妙な形で付き合っていかなければならないという点も御理解いただきたいと思います。

(記 者)

今日、内閣改造があったと思いますが、その顔ぶれについての感想と、あと自民と協力してどうしても消費税増税を主張するということだと思いますが、そのあたりの姿勢についてどうお考えでしょうか。

(知 事)

民間（人）の防衛大臣が初めて就任し、あの方は防衛のプロで防衛大臣はうまくやれる人ですが、私の感覚からすると、防衛大臣というのは最後に自分の命を張らなければならないので、民間の方があうのかどうかです。

国民の負託を受けない民間の方が防衛大臣ということで、大変な事案が起きたときに国民の命について直結する行動を指示する方ですので、ここら辺の問題が私はあるのではないのかと思います。

あとの方は、副大臣を前にやったことがあるとか、どちらかという素人でない方を選んでいきますので、今回は野田総理大臣もよく分かる人ということで決断したと思いますが、防衛大臣については、これからも議論になりそうな点があります。

もう一つは、(内閣改造を)やるのであれば早くやった方がよかったと思います。

(消費税)増税法案という非常に重要な法案について(自民党から)賛成を得るための取引のように見えるので、いかがなものかということでもあります。

今後、(消費税)増税法案がどうなるのか、自民党がどういう態度をとるのかということにもかかっていると思いますが、いずれにしても自民党がこれに賛成するとしても、自民党としても大変な責任を負うわけであり、一緒にやるということは、自民党も責任の半分はあるということですので、そこは自民党には自覚していただきたい。

もう一つは、民主党の中が分裂する可能性もなきしにもあらずで、主要な争点で分裂するのであれば、これはこれで仕方がないと思いますが、どうなるかちょっと分かりません。

前から言っていますが、増税はいいけれども、経済対策はどうなるのか、また、地方分権の問題が、さっぱり進んでいないですし、社会保障の話も全然見えません。

だんだん、一体改革というよりも消費税増税だけのマターになってきたようで、その他の政策が見えないということで国民感情としてどうなのかということでもあります。

(記 者)

福祉医療制度、秋田市だけが当面見送りというような方針を示していますけれども、これについての知事の受け止め方を教えてください。

(知 事)

秋田市長さんからお伺いするところによりますと、市としていろいろな独自制度もやっており、この福祉医療制度のみならず全体をもう一回再構築をしたいので、今年のスタートは難しいというお話でありました。

県の立場からすると、できるだけ統一してやっていただきたいというのは正直な話ですが、私も秋田市長をやっていましたが、やはりほかの市町村と大分違う要素もあります。

ただし、秋田市さんも未来永劫否定しているわけではなく、様々な形の福祉政策、子供に対する福祉政策もございますし、特に秋田市の場合、対象者も多いわけですし、農村部と違っていろいろな意見もありますので、ある程度形を変えたり、いろいろな組み合わせの中で、ちょっと違った制度にしたりする必要もあって、やはり市民の皆さんに十分に説明をしてからという意向が根底にあると思います。

6月に秋田市としては大体の方向性を定めて、12月頃までに新しい方向性を定めなが

ら、来年の新年度からやっていただければと思っていますので、1年遅れることは、やむを得ないのかと思っています。

(記 者)

心身障害者扶養共済の掛け金の問題ですが、先週、返還会の方からお金が納付され、これで金銭上の問題は解決されたと思いますが、県の行政としての責任の取り方というか、けじめのつけ方というのは知事どのようにお考えでしょうか。

(知 事)

あの、これなかなか難しいです。

確かに、この事案に関してどうけじめをつけるのかというと、返還したという行為で私は、これ以上の措置はなかなかできかねると思います。

処分といっても辞めた人に処分はできないわけですが、やはりこの事例について、私もいろいろ考えました。

この種の問題が起きるたびに、当然事務の執行を適正にという通達を出したり注意をしたりしますが、もしかしたらお叱りを受けるかもしれませんが、この種の問題は、最大限、適正に（職員）皆が心がけても、人間ですから間違いがある可能性があります。

問題は、こういうものが起きたときに、今回もそうですが、担当部局と人事課だけで情報のやり取りが行われ、ほぼ処理が決まっているということで、どうも何かあったような感じだけでも、最終的に処理の状況を私も失念したという、ある意味では、私の思い違いもあったり、受け止め方もあったりしましたので、今、ルールづくりをしなければならないと思っています。

例えば財務会計処理上の問題について、県に対する損害の有る無しにかかわらず、例えば、朝の会や部長会議に必ず報告して、自分たちに直接利害関係のない幹部から意見をもらったり、それと同時に公表し、様々な視点からの意見を揃えて、最終的には任命権者である知事や副知事がその処理を判断するわけです。

そうしますと、オフィシャルのところで議論されることとなります。

どうも今まではオフィシャルの場で議論されていないく、いろいろな問題も、部局だけ（での議論）なんです。

財務会計処理上の問題は、その損害の有る無しにかかわらず、やはり多くの幹部職員が全員情報共有し、それぞれの部局も似たようなことについてもっと気をつけようということになりますので、公の席上や会議で多くの人が（その情報を）耳にすると、情報を隠すわけにはいかなくなります。

そして、財務会計処理上の問題以外にも、大きなミス等があった場合、例えば、前のおにぎりの話ですが、どうしても農林水産部だけの話なんです。

別の部でも、いろいろなイベントをやっていますから、そういうことも含めて、私はこの種の問題が起きたときの速やかな公表、様々な意見の出し方、その取りまとめ方について、今回これを契機にきちっとオープンな形で分かるような仕組みづくりをするということが必要だと思います。

今回の件について、それぞれの御判断、御批判はあるかもしれませんが、人（職員）は

どんどん変わりますから、この後もまた同じようなことが起きる可能性がありますので、こういうことをルール化しておく必要があります。

例えば、民間会社だとコンプライアンス委員会だとか、クレームに対応する組織というのをつくって、対応策をつくりますがけれども、県庁の中には実はないのです。

担当部局が判断して、ちょっとミスがあれば人事課と相談し、処分するかどうかの検討をおこなっていますが、そういう担当課レベルの話ではないのではないかとということです。最大の意思決定機関である部長会議にすべからくあげて、そこで方向性を議論するというルールをつくります。

(記 者)

ルールづくりについてはよく分かりました。

ただ、今回の問題は、事後対応のまずさを露呈したと思うんですよ。

それで、実際には年金の支給が長年にわたって滞ったということになっています。

そういった福祉行政を司る県にですね、その責任の取り方というか、そこはひとつどうお考えでしょうか。

(知 事)

なかなか難しいですね。責任をとって私が辞めればいいんでしょうけども、私はそう考えます。

いつも責任というのは、そのぐらいのものですよ。

ただ、それについても、一番最初の人、やっぱり一番責任があるんですね。ただ（今回は）、そこは処分しようがない。

当時の意思決定について、ルールをつくっていないから駄目だということで、それではそのときの人事課長が、当時処分しないとしたこと、（今、改めて）処分するという話でもありません。

ただ全体としてやはりまずいという点は私認めます。

ですから、それに対する対応策として、ルール化するという形にしなければならないということです。それ以上言われても、どうすればいいのかというのはなかなか難しいです。

金銭的には決着がつけましたけれども、戒めとしてきちっと残さなければならないということです。

御理解をいただければと思っています。

(幹事社)

それではこれで終わりたいと思います。